

(課題設定型産業技術開発費助成事業)

2020年度
「水素社会構築技術開発事業」に係る公募要領

2020年3月18日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部

2020年度 「水素社会構築技術開発事業」に係る公募について
(2020年3月18日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、水素社会構築技術開発事業／大規模水素エネルギー利用技術開発プロジェクトを課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

本プロジェクトは、2020年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「水素社会構築技術開発事業（大規模水素エネルギー利用技術開発）」

2. 事業概要

(1) 背景

水素は、使用時に大気汚染物質や温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、多様な一次エネルギー源から様々な方法で製造することができます。また、気体、液体又は固体（合金に吸蔵）というあらゆる形態で輸送・貯蔵が可能であり、利用方法次第では高いエネルギー効率、非常時対応等の効果が期待され、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待されています。

「エネルギー基本計画」（2018年7月改訂）では、水素を日常の生活や産業活動で利活用する社会である“水素社会”的実現に向けた取組を加速することが記されており、また「水素基本戦略」（2017年12月決定）では世界に先駆けて水素社会を実現するための将来目指すべきビジョンや行動計画が示されました。

水素社会の実現に向けて、これまで取り組んできた定置用燃料電池の普及の拡大及び燃料電池自動車市場の整備に加え、水素発電の本格導入といった水素需要の拡大や、その需要に対応するための水素サプライチェーンの構築の一体的な取組の必要性が示されています。

(2) 目的

水素発電の本格的な導入と大規模な水素サプライチェーンの構築により、水素源の権益や輸送・貯蔵関連技術の特許等の多くを掌握し、産業競争力の強化とエネルギーセキュリティの向上に貢献することを目的とします。

(3) 事業内容

研究開発項目Ⅱ：「大規模水素エネルギー利用技術開発」

(イ) 未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築

水素発電の導入及びその需要に対応するための安定的な供給システムの確立に向け、海外の未利用資源を活用した水素の製造、その貯蔵・輸送、更には国内における水素エネルギーの利用まで、一連のチェーンとして構築するための液化水素の受け入れ基地に必要な機器の大型化に関する開発を行う。

(ロ) 水素エネルギー利用システム開発

水素のエネルギー利用を大幅に拡大するため、様々な水素キャリアを利用しつつ、水素を燃料とするガスタービン等を用いた発電システムなど新たなエネルギー系統の技術開発を行う。

(4) 事業期間

プロジェクト全体の研究開発期間としての2015年度から2022年度のうち、本提案は2020年度の1年間とします。

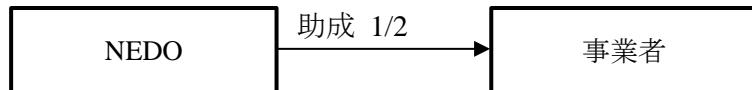
(5) 事業規模

2020年度の事業規模：合計600百万円未満

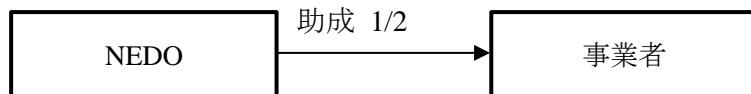
予算の範囲内で採択します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図

研究開発項目Ⅱ(イ)



研究開発項目 II (ロ)



(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に關し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができる。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指すまでの開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと（提案書の添付資料2「企業化計画書」中に記載してください。）
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③. 事業による効果」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 補助率、及び助成金の額

原則、1/2以内。

（参考）会計監査人の定義

株式会社の会計監査を行う公認会計士または監査法人。会社法337条により大会社や指名委員会等設置会社などに設置が義務付けられている株式会社の機関の一つ。監査役と異なり、独立的な立場から財務諸表等の監査を行う。なお、大会社・委員会設置会社以外の株式会社も会計監査人を設置することができる。

4. 提出期限及び提出先

本公司要領に従って、提案書1式（正1部、写9部）及び電子ファイル（CD-R、Microsoft Office 2007で編集可能なデータを使用してください。PDFは不可）を作成し、以下の提出期限までにご提出ください。新型コロナウィルス感染症による影響を考慮し、郵送でのみの提案書提出を受け付けます。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：2020年4月17日（金） ※当日消印有効

公募期間：2020年3月18日（水）から2020年4月17日（金）

郵送遅延の可能性もあるため、郵送した旨を本公募の問い合わせ先にご連絡ください。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部 燃料電池・水素グループ 西牟田、宇佐美 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー18階

※封筒に『「水素社会構築技術開発事業」に係る提案書在中』と朱書きください。

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください。

※新型コロナウィルス感染症の影響により、提案書への押印が提出期限までに完了しない場合、全法人または一部法人が未押印の提案書も受け付けることとします。ただし提出期限日から30日以内に押印した書類（表紙のみ）を提出すること。この際、提案内容は変更できません。

5. 応募方法

(1) 提案書類の作成について

助成金を希望する事業者は、提案書（様式第1及び添付資料1～6）一式（正1部、写9部）、別添1～4及び受理票1部をNEDO事務局（次世代電池・水素部〔上記提出先〕）まで提出してください。なお、提案書は日本語で、添付書類を含め全てA4サイズ（添付資料6はA3サイズ）とし、各部ごとに左上をクリップ等で止めてください（ステープラー留め、製本は行わないでください）。

※提案書及び記入上の注意事項は、NEDOウェブサイト<<https://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

(2) 提案に関する注意

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織に関する説明書）1部
(提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)
- ・ 直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）1部
- ・ チェックリストである提案時提出書類の確認（別添4）で提出書類を確認した上で、このチェックリストとともに、提案書類を提出してください。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。

（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する提案書（英文様式）の写し、もしくは既に認証を取得しているのであれば提案書及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDOウェブサイトにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

<https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html>

(3) 提案書類の受理及び提案書類に不備があった場合

- ・ 応募要件に合わない提案者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には、提案書類受理票を提案者にお渡しますので、あらかじめ受領票（例1）に会社名等ご記入の上、郵送してください。

- 提出された提案書等は返却しません。
- 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。詳細は e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

6. 秘密の保持

- NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- 評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料4」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することができます。また、提案書の添付資料「主要研究員研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(2001年法律第140号) 第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力（経理的基礎）、経理等事務管理／処理能力

ii. 事業化評価（実用化評価）

新規性（新規な開発又は事業への取組）、市場創出効果、市場規模、社会的目標達成への有効性（社会目標達成評価）

iii. 企業化能力評価

実現性（企業化計画）、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術レベルと助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の展開性、製品化の実現性、重要技術課題との整合性

v. 社会的目標への対応の妥当性

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。

3. 助成事業の経済性が優れていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野における事業の実績を有していること。
 2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。(国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。) 当該開発等に必要な設備を有していること。
 3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDOから提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2020年6月上旬を予定しています。
- ・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要をNEDOのウェブサイトに公表します。また採択審査委員(評価者)の所属、氏名について、採択決定後にNEDOのウェブサイトに公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

2020年

公募期間： 3月18日～4月17日

公募説明会：実施しません。

審査期間： 4月中旬～5月下旬

交付決定： 6月上旬

8. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 助成事業提案書

採択は当該年度の提案内容に関するものであり、次年度の採択に当たっては、改めて助成事業提案書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初提案されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は別添1を参照してください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添2を参照してください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず提出をお願いします。

(8) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願いします。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を確認ください。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、協力をいただくことがあります。

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

- ① パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。
- ② 本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。（この場合、算出根拠を明確にしてください。）

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との化学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるもの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(11) 交付決定の取り消し

提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(12) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（2004年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください： NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることができます。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（2008年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（2007年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（2008年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2～10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
 - 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
 - NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知の受付窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
電話番号： 044-520-5131
FAX番号： 044-520-5133
電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html リンク>
(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(14) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技

術) を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A) <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

9. 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、説明会は開催いたしません。

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出書類等についてご質問がある場合には、4月14日までの間に限り以下の問合せ先へのE-MAILにて受け付けます。ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

10. 問い合わせ先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

次世代電池・水素部 燃料電池・水素グループ 西牟田、宇佐美、横本

E-MAIL：hydrogen@m1.nedo.go.jp (受付期間：3月18日～4月14日)

11. その他

メール配信サービス (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) に登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにて送りします。ぜひ登録いただき、ご活用ください。

12. 関連資料

- ・基本計画
- ・2020年度実施方針
- ・助成事業提案書一式
- ・別紙1：研究体制
- ・別紙2：総括表等